

市民と行政との 協働に関する基本指針

このたび「協働指針」が 完成しました！

この冊子は、平成21年3月に完成しました、「市民と行政との協働に関する基本指針（通称：協働指針）」を分かりやすく説明したものです。

まちづくりは、行政だけが行うものでも、市民だけが行うものでもなく、みんなで手を取り合い、市民と行政が共に学び、共に話し、共に働き、共に進みながら築き上げていくものです。そのためには、まず、吉川市に関わる一人ひとりがこのまちに愛着をもち、まちづくりについて自らの問題として考え、参加し、実行していくことが必要です。

（協働指針「おわりに」より抜粋）

目次

●協働って何だろう？

2
ページ

●なぜ協働が必要なの？

3
ページ

●どういうものが協働なの？

4.5
ページ

●協働を進めるうえでの課題は？

6
ページ

●協働を行うときのルールってあるの？

7
ページ

●これからどのように取り組んでいくの？

8
ページ



吉川市

Q1: 協働って何だろう？(協働の定義)

協働、それはまちづくりの主体となる「住民自治」を実現するための一つの手法なんだよ！

「協働」とは…

「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること」

「吉川市市民参画条例」より



「協働の主体・対象・形態」について…

協働を実際に行う主体、相手方となる対象、実施するための形態は自治体によって、それぞれ異なっています。吉川市では、協働の主体・対象・形態を「公益性（社会一般の利益）があれば、幅広くとらえよう」と考えています。これは、一人でも多くの市民に協働に関わって欲しいという強い願いが込められているからです。なお、協働の概念としては「市民と市民との協働」も考えられますが、この指針では「市民と行政との協働」に限定して考えています。

- ①協働の主体：公益性があれば誰でも主体となることができます。
- ②協働の対象：幅広く吉川市に関わる人は全て対象となります。
- ③協働の形態：目的に公益性があればどのような形でもかまいません。

☞この指針では、「市民と行政との協働」に限定しています。

「参加も協働」…？

同じ参加でも、「単に公共サービスを受けるだけの参加（受動的な参加）」と「自らの意思で計画から実現の過程において主体的に関わる参加（能動的な参加）」の2種類に分ることができます。

「受動的な参加」は、市民の関わりやつながりを拡大していくためには、非常に大切なものです。それだけでは協働と言うことはできません。

この指針では、「能動的な参加」を協働に結びつく重要な要素として考えています。

例) マラソン大会に参加する

参 加

受動的な参加

例) ランナーとして参加

能動的な参加

例) 企画から運営スタッフとして参加

協 働

Q2: なぜ協働が必要なの？(協働の必要性)

なぜ、最近、「協働、協働」って言われるようになったのか考えてみよう！



吉川市を取り巻く環境の変化

1: 人口が増え、市民が求めるニーズも多様化・高度化、そして深刻化しています。行政は財源や職員の減少などにより非常に厳しい状況が続き、多様化する市民ニーズに対応していくことが難しくなっています。

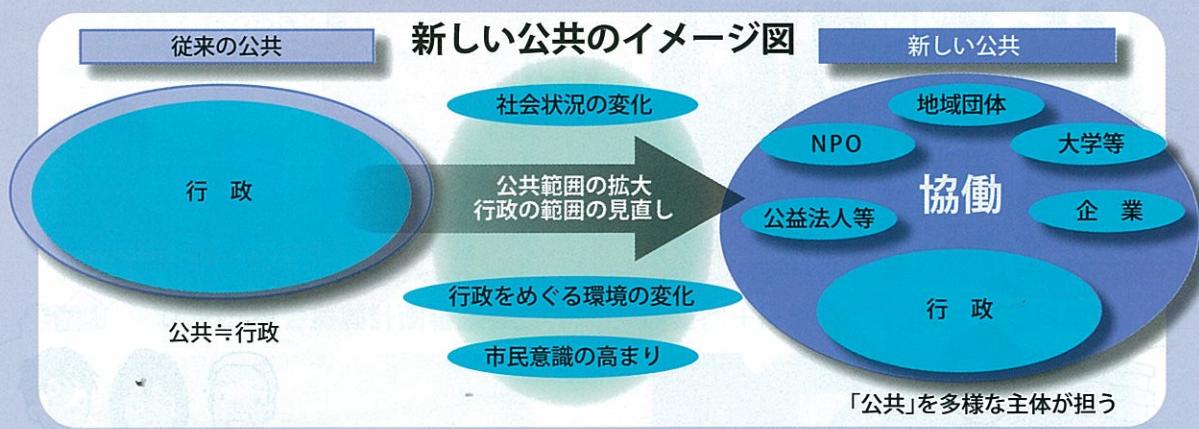
市民のまちづくりに対する関心

2: 市民の中の「自分たちがまちづくりに関わっていく」という思いは、「新しい吉川市」を実現するための大きな力となる可能性を秘めています。

協働することで得られる効果

3: 市民の「吉川市のまちづくりは自分たちの手で行う。」という活動が活発になっていきます。さらに、行政のしくみと市民の発想や機動力を組み合わせることで、より市民ニーズに柔軟に対応することができるようになります。

覚えておこう！このキーワード『新しい公共』



(出典:埼玉県NPO活動促進基本方針)

これまでの公共サービスは、そのほぼ全てを行政中心で行ってきました。しかしながら、世の中の社会情勢や人々のライフスタイルが変化する中で、「公共サービスの担い手は行政だけでなく、市民も担っていく」という新しい考え方方が生まれました。これを「新しい公共」と言い、これから公共経営や地域社会形成には欠かすことができないものになっています。

Q3: どういうものが「協働」なの？（協働のかたち）

協働にもいろいろな
かたちがあるんだ！
どんなものがある
のか調べてみよう！

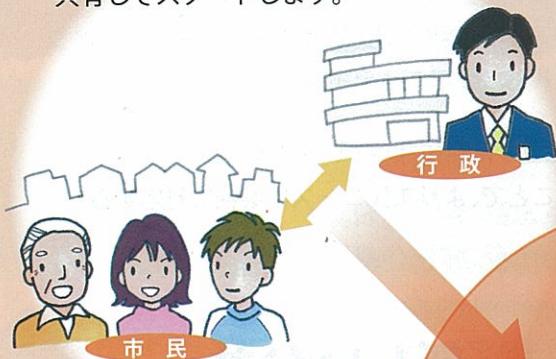


協働の類型

～スタートのかたちは次の4つです。ここから協働が始まります！～

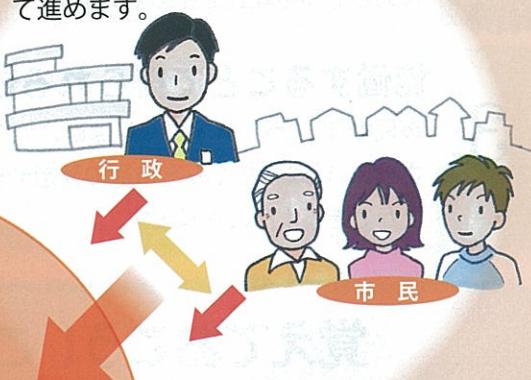
A: スタート時協力型

目的や考え方、進め方について相互に
共有してスタートします。



B: 相互単独型

それぞれが単独で開始した事業・活動
を、目的や考え方などについて共有して
進めます。



C: 行政主導市民参加型

行政が概要を決定し、市民に呼びかけ
て実施します。



D: 市民主導行政協力型

市民が取り組む事業・活動に行政が協
力します。



協働の形態

～協働を実施するための方法はこんなにあります！～

- 1: 共 催** 事業の企画または運営に参加し、お互いに主催者としての責任を負担し、一つの事業を行う。
- 2: 後 援** 市民が実施する公共的な事業や取り組みについて、行政がその事業の趣旨に賛同し、その開催を援助する目的で市の名義使用を承認する。
- 3: 事業協力** 市民または行政のいずれかが事業主体となり、お互いに目標や役割分担などを決め、協力して事業を行う。
- 4: アダプト制度** 市民と行政が協議し合意の上で公共施設などの清掃・美化活動を行い、行政がその活動に伴う物品の支給などを行う。
- 5: 企画立案・計画立案への参加** 行政が事業の企画や計画を立案する際に、市民を委員会などの委員としてともに企画や計画を立案したりする。
- 6: 実行委員会等** イベントなどを実施する場合に、市民などが集まって組織され、そこが主催者となり、社会的責任を共有した形で事業を行う。
- 7: 委 託** 通常の業務委託契約よりも協働の意図を強く持ったもので、市民の発想や特性を活かしたかたちで業務を依頼する。
- 8: 换 助** 市民の実施する公共的な事業について、行政と課題や目的を共有した上で、行政が金銭などを市民に交付・提供する。
- 9: 指定管理者制度** 多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と管理運営の効率化などを図ることを目的として、民間事業者や市民団体などに、その管理運営を委ねる。

例えば…このようなかたちがあります！

類型A+形態1 「NPOフォーラム」



類型B+形態4 「道路里親制度」



類型C+形態5「総合振興計画審議会」



類型D+形態2 「団体主催理科教室」



Q4: 協働を進めるうえでの課題は？（協働の課題）

この指針を作る時にたくさんの方から話を聞いたよ！そこから見えてきた吉川市の課題を「市民」「行政」そして協働の入口となる最も重要な要素の一つ「参加」に分けて、考えてみたよ！



1: 参加者の不足と固定化

◇市民への働きかけが必要

市民の課題

2: 活動の拠点・情報交換の場の不足

◇活動の拠点・情報交換の場と
コミュニケーションの充実が必要

3: 協働によるまちづくりに対する意識

◇協働によるまちづくりの認識・理解を深める働きかけが必要
◇市民が自らの手で、積極的にまちづくりに取り組むという意識が必要
◇市民が行政と一緒にまちづくりに取り組んでいくという意識が必要

4: 市民活動団体の活性化

◇市民のつながり・ネットワークの構築が必要
◇人材育成が必要

1: 市民ニーズの的確な把握

◇情報の送受信方法の確立が必要
◇話をしやすい環境づくりが必要

行政の課題

2: 市民との協働に対する意識

◇協働に対する市職員の意識改革が必要
◇協働に関するしくみづくりが必要

3: 行政のしくみが不明瞭

◇行政のしくみの明瞭化が必要
◇情報提供と対話の充実が必要

1: 人が集まりにくい

◇市民同士や地域における
日頃の交流・コミュニケーションづくりが必要
◇実施主体側の創意工夫と根強い働きかけが必要

参加の課題

2: 参加する時間がない

◇市民ニーズの把握と参加しやすい時間帯と環境の配慮が必要

3: 必要な情報が入りにくい

◇情報の集約化・整備が必要
◇相談窓口の存在が必要
◇情報発信基地の存在が必要

4: 特定の人への負担が大きい

◇あらゆる世代の新たな人材の発掘が必要

Q5: 協働を行うときのルールってあるの？（協働の原則）

協働には信頼関係が大事！
そこで、協働の課題を考え
たうえで、次のような
「協働のルールとマナー」
をつくったよ♪



❖よしかわ協働ルール❖

～協働を行うとき、市民と行政が守るルールは次のとおりです～

目的共有・目標一致のルール～めざすところは一緒

- 1: 協働を行うときには、何のために協働をするのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげればいいのかという「目標」をお互いに一致させ、共有することが必要です。

役割分担のルール～お互いに責任を持つ

- 2: 協働を行うときには、市民と行政のどちらか一方だけが取り組めば実現をするわけではなく、「市民だからできること」、「行政だからできること」を明確に分担し、あらかじめ合意形成を図った上で、お互いに足りないところを補いながら進めていくことが必要です。

公開のルール～開かれた関係

- 3: 協働を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有し、ともに社会に対する説明責任を果たしていくことが必要です。

評価のルール～次への第一歩

- 4: 協働を行った後には、お互いがそれぞれの目線で導入から成果について評価し、次の新たな事業につなげていくことが必要です。

❖よしかわ協働マナー❖

～協働を行うとき、「よしかわ協働ルール」を守った上で心がけるマナーは次のとおりです～

1: 対等のマナー～どちらも主役

市民と行政が上下関係になるのではなく、対等なパートナーとして意識していくことが大切です。

2: 相互理解のマナー～お互いを知る

お互いの能力、特性、立場を認め、理解し合い、信頼関係を築くことが大切です。

3: 自主性尊重のマナー～良好な関係を保つために

- 3: お互いが持っている長所を十分に生かすため、お互いの自主性を尊重し、それぞれの領域に踏み込み過ぎず適切な距離を保つことが大切です。

4: 自立のマナー～自分の足で歩く

お互いが常に自立した存在として、どちらかに依存することのない関係を築くことが大切です。

Q6: これからどのように取り組んでいくの? (協働の推進)

協働のまちづくりを
実現するために、
次のような取り組みを
行っていくよ!



主な取り組み

1: 市民の自治意識の高揚

- ・市民の自治意識を育て、高めるための啓発活動に、市民と行政は積極的に取り組んでいきます。
- ・「行政が何とかしてくれるだろう」という考え方を変え、「自分たちで何とかしなくては」という意識を高めます。

2: 新たな人材の発掘と育成

- ・必要な時に必要な人材を活かすことができるようなくみづくりに努めます。
- ・子どもたちには、地域活動やボランティア体験などを通じて、協働への理解を深める機会を提供します。

3: 行政職員の意識改革

- ・「市民に何かしてあげる」から「市民と一緒にできることは何か」という考えに変えていきます。
- ・縦割り組織から横断的に連携して機能する組織改革を進めます。

4: 話し合いをするための場・機会の拡大

- ・お互いが対等に話し合える場と機会を増やしていきます。
- ・市民が話しやすい雰囲気づくりを心がけるとともに、市民の声を聞く姿勢と職員のコミュニケーション能力を高めていきます。

5: 協働を実行するための制度づくり

- ・市民のアイデアや提案を受け入れ、一緒に検討していく体制づくりを進めます。

6: 協働事業の分析と評価

- ・「導入」、「過程」、「成果」における分析を行い公表していきます。
- ・評価システムについて研究していきます。

7: 情報の共有化

- ・情報提供の場、新たな情報提供システムの構築を進めていきます。
- ・市民相互のネットワークづくりと市民の情報発信力を支援していきます。

8: 市民活動の拠点づくり

- ・市民活動の拠点づくりを進めていきます。

9: 協働を推進するための体制づくり

- ・協働を継続的に推進、研究していく体制づくりを進めます。

10: 市民と行政をつなぐ組織の支援

- ・市民主体で運営する中間支援組織の活動を支援していきます。

11: この指針の取扱い

- ・この指針は、その時々の社会情勢や時代背景の変化、さらには当市における協働に関する現状にあわせて見直しを行います。



「市民と行政との協働に関する指針」(概要版) 平成21年3月発行

お問い合わせ:吉川市市民生活部市民参加推進課
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
TEL.048-982-5111(代表)